資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

第１ 目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

１ 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第２項において、災対法第 50 条第２項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

２ 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ｱ)～(ｹ)に掲げる事項について行うものとされている。

(ｱ) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(ｲ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(ｳ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(ｴ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(ｵ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(ｶ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
(ｷ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(ｸ) 緊急輸送の確保に関する事項
(ｹ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

３ 確認手続に係る留意事項

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア　標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ　交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第１の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア　標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す 16 桁の数字を付す方法によることとする。

(ｱ) 16 桁の数字のうち左から１桁～２桁目

交付した年度（西暦）の下２桁とする。

(ｲ) 16 桁の数字のうち左から３桁～８桁目

交付場所（所属等）の６桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にあっては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ｳ) 16 桁の数字のうち左から９桁～10 桁目

交通検問所を区分する場合の２桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(ｴ) 16 桁の数字のうち左から 11 桁目

緊急通行車両等の種別の１桁とし、以下のとおりとする。なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

１　災対法に基づく緊急通行車両
２　災対法に基づく規制除外車両
３　大震法に基づく緊急輸送車両
４　原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
５　原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(ｵ) 16 桁の数字のうち左から 12 桁～16 桁目

５桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ　証明書

(ｱ) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(ｲ) 「車両の用途」欄

原則として２(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ｳ)「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(ｴ)「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第８条第２項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第 39 条の規定により、災対法施行令第 33 条第 1 項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する２(1)に掲げる事項（災対法第 50 条第 1 項に規定される災害応急対策、原災法第 26 条第 1 項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第２条第３項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を 1 通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を 1 通にすることができるものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア　災対法施行規則別記様式第３の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ　添付書類

(ｱ) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第６条第２項第１号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ｲ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第６条第２項第２号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるも

の）のいずれかを添付させるものとする。

(ｳ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第６条第２項第３号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(ｴ) 留意事項

(ｱ)～(ｳ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ｳ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(ｲ)の書類で足りることとなる。また、１通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類１通の添付で足りることとなる。

ウ　事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を１通とすることができることとする。

その際、(ｲ)又は(ｳ)の書類について重複する内容のものは１通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和５年８月 31 日まで）に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して５年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して５年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア　申出書

イ　添付書類

(ｱ) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

４(2)イ(ｱ)と同様とする。

(ｲ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

４(2)イ(ｲ)と同様とする。

ウ　事務の合理化

４(2)ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きょの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きょ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては４(3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

４(4)と同様とする。

6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第６の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第７の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア　災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ　標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ　標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

第３ 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

１ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

２ 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

３ 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

４ 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア　事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ　事前届出先

第２の４(1)（５ページ）と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ　事前届出の際に必要な書類

別記様式第３の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ｱ) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(ｲ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ｳ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(ｴ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア　除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第３の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ　除外届出済証の再交付等

(ｱ) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(ｲ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

(1) 申出先については、第２の５(1)と同様とする。

(2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第５の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第６の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

(3) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第２の３(3)と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として２に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第７の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が示する場合を除き、交付の日から起算して１か月後の日とする。

(4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第２の５(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び２(1)～(4)に応じた４(1)ウ(ｱ)～(ｴ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第４ その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大震法施行令第 12 条第１項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第２及び第３の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第８の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両で

あることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2)「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第６の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第 21 条第１項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第 76 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第９条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第３に記載の取扱いは行わないこと。

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

別記様式第１

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		

別記様式第２

緊急交通路通行車両管理簿　　機動隊所

通行年月日時	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	活動地域	交付番号	備考
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					

別記様式第３

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
活動地域		

（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。

災害
原子力災害応急対策用
国民保護措置用　　第　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

公安委員会　印

（注）
１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受理(交付)番号	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	備考
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

別記様式第５

公安委員会　殿

年　月　日

規制除外車両確認申出書

申出者　住所
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　）　局　番
	氏名	
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第６

第　　号

年　月　日

規制除外車両確認証明書

公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第７

規制除外車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日時	交付番号	備考
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		

別記様式第８

緊急輸送車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		
・・			・・		

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

【参照条文】

○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）

（災害応急対策及びその実施責任）

第 50 条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二　消防、水防その他の応急措置に関する事項

三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八　緊急輸送の確保に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（災害時における交通の規制等）

第 76 条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

２　前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第４項及び第 76 条の３第１項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第 76 条の３　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

２　前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

３　前２項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第１項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用す

る。この場合において、第１項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

５　第１項（前２項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従つて行う措置及び第２項（前２項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第 76 条第１項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第１項、第２項及び第４項の規定は、適用しない。

６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第３項若しくは第４項において準用する第１項の規定による命令をし、又は第３項若しくは第４項において準用する第２項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

○ 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抄）

（災害時における交通の規制の手続等）

第 32 条　公安委員会は、法第 76 条第１項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間(期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。)を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

２　公安委員会は、法第 76 条第１項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

３　公安委員会は、法第 76 条第１項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第 32 条の２　法第 76 条第１項の政令で定める車両は、次に掲げるもの(第２号に掲げる車両にあつては、次条第４項の規定により当該車両についての同条第１項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。)とする。

一　道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第１項の緊急自動車

二　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両(前号に該当するものを除く。)

第 33 条　都道府県知事又は公安委員会は、前条第２号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、法第 50 条第２項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

３　第１項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

４　前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

５　大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条第１項の規定による確認は第１項の規定による確認と、同条第３項の規定により交付された標章及び証明書は第３項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

○ 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）（抄）

（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

第５条令　第 32 条第 1 項の標示の様式は、別記様式第２のとおりとする。

２　（略）

（緊急通行車両についての確認に係る申出の手続）

第６条令　第 33 条第 1 項又は第２項の申出は、別記様式第３の申出書を提出して行うものとする。

２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第３条の軽自動車の使用者が同法第 97 条の３第 1 項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し

二　申出に係る車両が、令第 32 条の２第２号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

三　令第 33 条第２項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第 50 条第２項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第６条の２　令第 33 条第３項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第４のとおりとする。

２　令第 33 条第３項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第５のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第６条の３　標章及び証明書（以下この条、次条及び第６条の５において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

２　前項の規定による届出は、別記様式第６の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

（標章等の再交付の申出）

第６条の４　標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

２　前項の規定による申出は、別記様式第７の申出書を提出して行うものとする。

（標章等の返納）

第６条の５　標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第３号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

一　当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。

二　標章等の有効期限が到来したとき。

三　標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

資料 4-2　緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）

（緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）一部抜粋）